

令和6年度

第6回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年9月26日

石巻市農業委員会

第6回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年9月26日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地の現状変更届出について

報告第 4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（16名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	6番	近藤	茂	委員
7番	石川雅	洋	委員	8番	細川	淑子	委員
9番	高橋生	一	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	伏見さ	と子	委員	13番	高瀬	禎司	委員
15番	高橋善	宏	委員	16番	高橋由	佳	委員
18番	武山	勝	委員	19番	高橋千	代恵	委員

欠席委員（3名）

12番	岡田正	男	委員	14番	佐々木	文彦	委員
17番	遠藤章	一	委員				

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	23番	渥美浩	晃	委員
24番	武山礼	二	委員	25番	佐々木	繁	委員
26番	首藤勝	博	委員	27番	山口修	一	委員
29番	佐々木勝	行	委員	30番	安部秀	逸	委員
31番	渡邊孝	彦	委員	32番	伊藤	功	委員
33番	中村和	徳	委員	34番	山田茂	樹	委員
35番	遠藤雅	宏	委員	37番	榊田有	司	委員
39番	阿部正	展	委員				

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

28番	佐藤和	隆	委員	36番	西條健	一	委員
38番	西條	勲	委員				

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	三浦武宏	事務局 次長
星貴幸	事務局 補佐 兼 農地係 長	佐藤友人	主 査

本 田 亨 主 任 主 事
菅 井 泰 弘 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第6回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

午後1時39分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は16名、推進委員は17名であります。岡田正男農業委員、佐々木文彦農業委員、遠藤章一農業委員、佐藤和隆推進委員、西條健一推進委員、西條勲推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号5番後藤嘉伸委員、6番近藤茂委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

◎報告第1号～報告第5号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知についてから、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号 使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書の1ページをご覧ください。今月の受理件数は1件で、解約の理由は、農地転用のためでございます。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は2ページから4ページをご覧ください。今月の受理件数は8件で、解約の理由は転用によるものが2

件、換地に伴う変更によるものが2件、売買によるものが2件、中間契約への変更によるものが2件でございます。

次に、報告第3号 農地の現状変更届出について、ご報告いたします。議案書は5ページです。今月の受理件数は1件で、0.7メートルの盛土をし、田を畑とするものです。

次に、報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は6ページです。今月の受理件数は2件で住宅駐車場敷地とするものが1件、店舗、駐車場敷地とするものが1件でございます。

最後に、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は7ページです。今月の受理件数は1件で、仮設工事事務所とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の8ページ並びに別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は平成10年から農業用施設用地として利用してきたものです。非農地となって20年以上経過した土地です。

番号2、議案書の8ページ、地図資料は2ページになります。当該地は相続した時点で耕作されておらず、原野化してしまったものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号3、議案書の8ページ、地図資料は2ページになります。当該地は相続した時点で耕作されておらず、原野化してしまったものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4、議案書の9ページ、地図資料は2ページになります。当該地は相続した時点で耕作されておらず、原野化してしまったものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号5、議案書の9ページ、地図資料は3ページになります。桃生町の町道改良事業で分筆買収された残地であり、狭小のため宅地の一部として利用してきたものです。非農地となって、20年以上が経過した土地です。

番号6、議案書の9ページ、地図資料は4ページです。高齢になったため、耕作できず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号7、議案書の10ページ、地図資料は4ページです。昭和60年に牛舎を建築して利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

9月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地写真等による調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、願出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案7件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは説明いたします。議案書は11ページになります。

番号1、譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は畑1筆、面積505平方メートルです。

番号2、譲受人の規模拡大による売買です。申請地は畑3筆、面積689平方メートルです。

番号3、譲受人の規模拡大による贈与です。申請地は畑1筆、面積114平方メートルです。

番号4、議案書は12ページになります。親子間の贈与です。申請地は畑1筆、田3筆、合計4筆、面積は合計で7,197平方メートルです。

番号5、譲渡人の耕作困難による贈与です。申請地は田2筆、面積5,195平方メートルです。

番号6、議案書は13ページです。譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は田1筆、面積468平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

9月17日開催の農家相談委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案6件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案6件について許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、説明いたします。

番号1、議案書の14ページ並びに地図資料の5ページをご覧ください。田へ盛土を行い、畑とする農地の改良工事のための一時転用です。工事期間が長くなることから、一時転用での申請となりました。農地区分は農振農用地ですが、一時転用の例外規定が適用されます。

番号2、議案書の14ページ並びに地図資料の6ページをご覧ください。賃貸住宅敷地とするための転用です。農地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農地調査委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査などを行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、

本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

番号1、議案書の15ページ並びに地図資料の7ページをご覧ください。個人事業用の車両置場とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

番号2、議案書の15ページ、地図資料は8ページです。賃貸住宅敷地とする転用です。農地区分は宅地の割合が40パーセントを超える区域内にある農地のため第3種農地に該当します。

番号3、議案書の15ページ、地図資料は9ページです。分家住宅敷地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

番号4、議案書の16ページ、地図資料は10ページです。住居兼事務所とするための転用です。農地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

番号5、議案書の16ページ、地図資料は11ページです。事業用の駐機場及び資材置場とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

番号6、議案書の17ページ、地図資料は12ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

番号7、議案書の17ページ、地図資料は13ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

番号8、議案書の17ページ、地図資料は14ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

番号9、議案書の18ページ、地図資料は15ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査などを行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案9件については原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は19ページから26ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

中間管理機構による一括方式の利用権設定については、12件で36筆、合計面積は8万7,766平方メートルです。貸借期間は5年と10年です。10アール当たりの賃借料は水田利用で1万1,000円から1万5,000円となっております。米による物納は40キログラムから90キログラムです。

所有権移転については、3件で12筆、合計面積は3万3,219平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で19万9,905円となっております。また、等価交換による所有権移転がございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし

ておりますので、本案件に係る一括方式の12件、所有権移転の3件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は19ページから24ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式12件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は25ページから26ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案、所有権移転3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第6回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時3分 閉会